



8月は 「食品衛生月間」です

食中毒は飲食店だけでなく、家庭の食卓でも発生します。

「食中毒予防の基本」

まずは手洗いからはじめましょう。

食中毒予防の3原則

「つけない」

こまめに手を洗い、菌を食品につけない

「ふやさない」

調理後の食品は早めに食べ、保存する場合は低温での保存を行い、菌を増やさない

「やっつける」

食品は十分に加熱し、菌を死滅させる
これらを実践し、安全な食生活を送りましょう。



細菌の多くは高温多湿な環境で増殖が活発になります。10℃以下では増殖が緩やかになり、マイナス15℃以下では増殖が停止します。
食中毒菌が増えやすいこの時期は、より一層の注意を払い、食中毒を予防しましょう。

健康増進課 健康づくり推進係

TEL 077-5546100
FAX 077-5546101



道路上に張り出して いる樹木などの せん定・伐採

道路沿いの土地から樹木などが道路上に張り出していると、歩行者や車両の通行の支障となるだけでなく、視界をさえぎり、事故の原因となる可能性があります。

樹木の所有権は土地所有者にあるため、私有地の樹木は倒木などの緊急時を除き、市で切除することは原則できません。

道路での事故防止・安全確保のため、沿道の所有地における樹木などの管理にご協力ください。

※私有地から道路上にはみ出した樹木などが原因で事故が発生した場合、所有者が責任を問われることがあります



土木建設課 維持修繕係

TEL 077-5510292
FAX 077-5527000



令和8年9月1日施行 生活道路における自動車の 法定速度が引き下げられます！

改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。

生活道路とは

主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

法定速度が時速60kmのままの道路

①道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路

②道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

③高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの

④自動車専用道路

※道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります

ドライバーの皆さんへ

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて、安全な速度で運転するようにしましょう。

警察庁ホームページ



交通政策課 交通政策係

TEL 077-5510291
FAX 077-5527000



住宅用太陽光発電システム 等設置補助を行っています

温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの積極的な活用を推進するため、太陽光発電システムや蓄電池を個人用の既存住宅に設置する人を対象に補助金を交付します。

対象要件

滋賀県（公益財団法人 淡海環境保全財団）が実施するスマート・ライフスタイル普及促進事業補助制度（以下「財団補助金」）のうち、「基本対策推進事業」に該当する個人用の既存住宅に太陽光発電システムおよび家庭用蓄電池を設置し、令和8年度の財団補助金の交付決定を受けていること。

補助内容

住宅用太陽光発電システム…

150000円／1kW

（最大4万円）

家庭用蓄電池…5万円／1件

申請の受付…令和9年3月31日まで

※申込が予算枠（75万円）に達した時点で受付を終了

申請の方法・提出に必要な書類など、補助金に関する詳細は、市ホームページに掲載



環境政策課 環境政策係

TEL 077-5510336
FAX 077-5510148